

寺院の適切な管理運営について

- ▷ 12. 財産の管理・運用の心得
- ▷ 13. 財産処分に公告を忘れていませんか

寺院活動支援部 〈一般寺院担当〉

宗門では、宗門総合振興計画の一環として、適正な寺院運営の啓蒙・普及のため、『宗報』（平成29年4月号）より『宗教法人の実務と運用の手引』の内容を掲載しております。

今号では、宗教法人の財産管理、財産処分等について、「12. 財産の管理・運用の心得」、「13. 財産処分に公告を忘れていませんか」を掲載いたします。

12. 財産の管理・運用の心得

(1) 財産の保全努力

宗教法人法は、宗教団体の財産の保全を目的とした法律ともいえます。保全に値する財産が失われれば、宗教法人として適正なる運営ができなくなります。

投機的な資金の運用を図って、宗教法人の財産を減少させたりすることのないように心掛けなければなりません。

宗教法人は、礼拝らいはいの施設その他の財産を所有し、維持運用し、その他その目的達成のために必要な業務、事業を行う団体です。したがって、宗教活動を行ううえで必要な財産は最も基礎となるものとして、適切に管理を行っていく必要があります。

【参 考】 宗教団体の要件（宗教法人存続の条件）

- ① 教義をひろめ伝える
- ② 儀式行事を執行する
- ③ 信者を教化育成する
- ④ 礼拝の施設を備える

(2) 法人財産の認識

宗教法人の財産は、門信徒の懇念のうえに成り立っています。住職個人のもので、責任役員個人のものでありません。あくまでも宗教法人の財産であって、住職である代表役員、責任役員等が法律に基づき適正に管理、運用するのが原則です。

したがって、財産の管理者は、経理を正確にして、会計報告を怠らず門信徒その他の利害関係人の疑念を抱かれないようにしましょう。門信徒との信頼関係が損なわれれば、宗教活動にも多大な影響を及ぼすこととなります。

(3) 法人財産と個人財産との区別

宗教活動の中心におられるのは、多くの場合、住職（代表役員）とその家族でしょう。そういう意味で庫裏での生活には公私の区別はつけにくいかもしれません。しかし、財務管理面からは宗教法人の財産と住職（代表役員）個人の財産はきちんと区別し、法人の会計帳簿と個人の家計簿の両方をはっきり区別

して記帳しなければなりません。

(4) 宗教活動とその他の事業との区別

宗教法人は本来の宗教活動以外に公益事業や収益事業を行うことができます。しかし、宗教活動に比して規模過大なものや、宗教法人としてふさわしくない事業等は認められません。事業を行う場合は規則に記載し、区分経理をしなければなりません。

13. 財産処分を忘れていませんか

(1) 財産処分を必要とする場合

宗教法人法では、宗教法人が次のような行為を行う場合、公告することを定めています。なお、財産処分を行う行為の少なくとも1か月前に公告が必要です。

① 不動産の処分

「不動産」は、境内地・境外地、境内建物・境外建物を問いません。

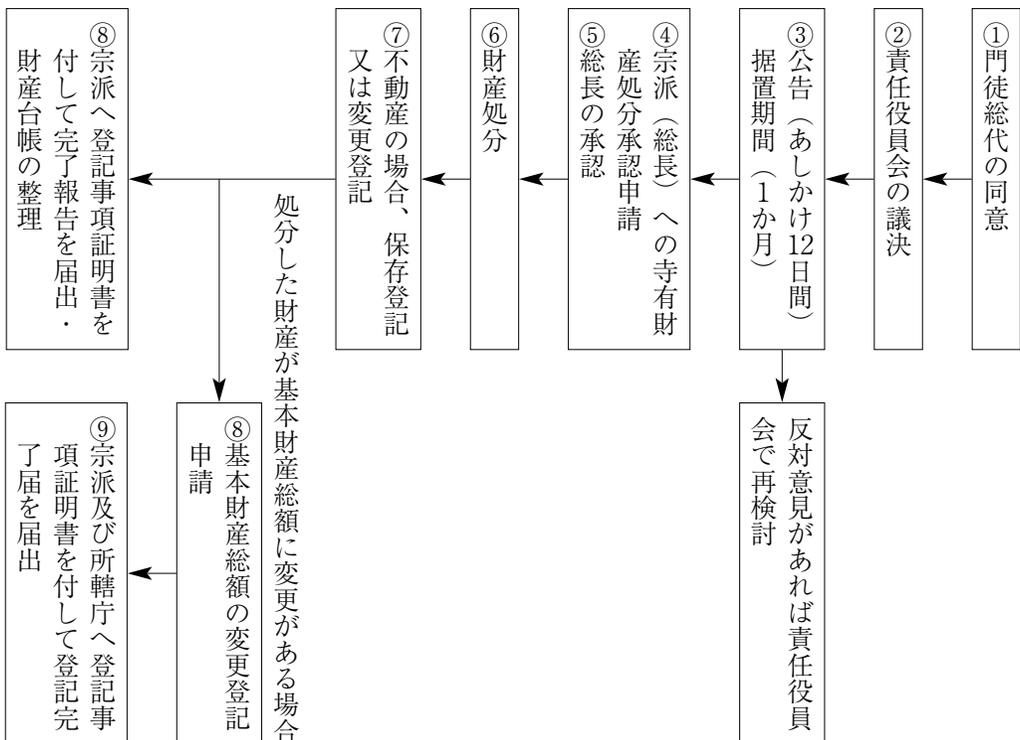
「処分」は、売却、譲渡、交換、賃貸借、地上権または地役権の設定等をいい、賃貸借については、土地は5年、建物は3年を超えるときは財産処分に該当します。

② 宝物の処分

歴史上、信仰上、重要な価値を有する財産の処分

- ③担保の供与
不動産、宝物について、抵当権や質権の設定、譲渡担保に供すること
- ④借入又は保証
銀行等からの借入や第三者の債務に対し保証人になること
- ⑤主要な境内建物の新築等
新築、改築、増築、移築、除却、著しい模様替えなど
- ⑥境内地の著しい模様替え
- ⑦主要な境内建物又は境内地の用途変更等
(註1) 公告は、宗教法人が重要な行為（合併、解散、財産処分等）をしようとする場合、法人内の責任役員会の決定のみで行われることなく、門徒その他の利害関係人も承知のうえで行われることを期待するものです。
- (註2) 公告の方法は、人目に触れやすい場所を選定し、公告日数の10日間、門徒その他の利害関係人に十分周知徹底できるよう寺則に定めます。
- (註3) 公告した内容について、門徒その他の利害関係人から意見があった場合、責任役員会等において再検討します。
- (註4) 公告の初日及び最終日は、一日中（午前0時から午後12時）でない限り期間に算入されないので、不足することがないように留意します。
- (註5) 公告の方法は、登記事項です。

(2) 財産処分等の手続きの流れ



(3) 財産処分の公告スケジュール例(参考)

門徒総代の同意を得、責任役員会にて議決

4月1日…公告開始日

4月2日…公告開始起算日

← 《10日間 掲示》

4月11日…公告期間満了日

4月12日…公告の取り外しは、この日以降にする

※なお、据置期間は、4月12日より開始されている

← 《据置期間…1か月》

5月11日…据置期間終了日

5月12日…宗派(総長)への寺有財産処分承認申請

(4) 公告をしなかった場合どうなるのか

「境内建物もしくは境内地である不動産または財産目録に掲げる宝物」を処分した場合、その行為は無効となります。

また、善意の相手方または第三者に対しては、その行為の無効をもって対抗できません。